

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

消費税の「非課税」と「免税」

Q : 消費税における非課税と免税はどのように違うのですか？

A : 次のような違いがあります。

【解説】

消費税には「非課税」と「免税」という似た言葉がありますが、税務上の意味は大きく異なります。この違いは、事業者が納める消費税額の計算にも影響するため、理解しておくことが大切です。

まず「非課税」とは、そもそも消費税を課す対象とされていない取引をいいます。代表的なものには、土地の売買や貸付、社会保険診療、一定の金融取引などがあります。これらは社会政策的な理由などから消費税を課さないこととされている取引です。非課税取引では売上に消費税がかからないだけでなく、その取引のために支払った仕入れの消費税も控除できません。

一方「免税」とは、本来は消費税がかかる取引ですが、一定の要件を満たすことで消費税を免除する仕組みです。代表例が輸出取引です。商品を海外に輸出する場合などは消費税が免税となり、売上に消費税はかかりません。しかし、取引自体は課税対象のため、仕入れ時に支払った消費税は仕入税額控除の対象となります。

この違いは、課税売上割合の計算にも影響します。免税取引は分母と分子の両方に含まれますが、非課税取引は分母のみに含まれます。そのため、例えば飲食店が非課税の食品販売を多く行くと、課税売上割合が下がる可能性があります。

